

## 特養みづほの里利用料金表

基本料金(1日あたりの自己負担額)

(従来型多床室)

単位:円

介護度	1	2	3	4	5
1日の負担額	557	625	695	763	829

(従来型個室)

単位:円

介護度	1	2	3	4	5
1日の負担額	557	625	695	763	829

入所時加算料金(入所された場合には必ず加算されます)

- 看護体制加算 ( )口 1日あたり 4円
- ( )口 1日あたり 8円
- 夜勤職員配置加算 1日あたり 16円
- 口腔衛生管理加算 1月あたり 30円
- 日常生活継続支援加算 1日あたり 36円
- 精神科医療養指導加算 1日あたり 5円
- 栄養マネジメント加算 1日あたり 14円
- 外泊時費用(1ヵ月6日のみ) 1日あたり 246円
- 介護職員処遇改善加算( ) 1ヶ月あたりの総利用単位数の8.3%を上乗せした額

地域加算 太田市は1単位 = 10.14円となりました。

\* 月額利用料はあくまでめやすですので介護保険料の加算等により金額の変更があります

利用料金(介護保険適用外)

- 食事提供費 下記のとおり(個人の収入によって異なります)
- 居住費(部屋代) 下記のとおり(個人の収入によって異なります)
- 管理費(預かり金管理)(長期入所) 1日あたり 30円
- 理容費(パーマは別料金) 1回あたり 2000円
- 特別食 メニューによって異なります

介護保険の自己負担割合につきましては、介護保険負担割合証に記載されております。(1割・2割・3割)

介護保険負担限度額

第1段階	老齢福祉年金受給者
第2段階	老齢年金受給者で、世帯全員が住民税非課税の方
第3段階	世帯全員が住民税非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方
第4段階	課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万超266万以下の方 世帯全員が住民税非課税で、利用者負担限度額の段階が第1～2段階に該当しない方
第4段階	適用のない方(すべて自己負担)
補足給付の対象者を判断する際の所得に、以下の収入についても勘案されます 配偶者の所得が勘案され、世帯分離後も配偶者が課税されている場合は補足給付の対象外 配偶者が住民税非課税(施設入所等による別居も含む) 単身で1,000万円超、夫婦で2,000万円超の預貯金を所有している場合は補足給付の対象外 夫婦以外の世帯員の預貯金等は含みません 遺族年金及び障害年金等の非課税年金の額を合計所得金額に含めて判定	

介護保険負担限度額認定証の適用がある方は居室利用料、食事代金が以下のご利用料金となります

	第4段階		第3段階		第2段階		第1段階	
	居住費	食費	居住費	食費	居住費	食費	居住費	食費
従来個室	1,150	1,520	820	650	420	390	320	300
多床室	840		370		370		0	

**従来型月額利用料(1ヵ月を30日として計算)めやす**

	4段階		3段階		2段階		1段階	
	従来型個室	多床室	従来型個室	多床室	従来型個室	多床室	従来型個室	多床室
介護1	103,888	94,278	66,688	52,738	46,228	44,678	40,338	30,418
介護2	106,128	96,518	68,928	54,978	48,468	46,918	42,578	32,658
介護3	108,434	98,824	71,234	57,284	50,774	49,224	44,884	34,964
介護4	110,674	101,064	73,474	59,524	53,014	51,464	47,124	37,204
介護5	112,849	103,239	75,649	61,699	55,189	53,639	49,299	39,379

\* 月額利用料はあくまでめやすですので介護保険料の加算等により金額の変更があります

\* 上記の料金には医療費は含まれておりません